

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道料金負担軽減事業	①物価高騰の影響を受けている町民の生活を支援するため、水道事業が水道基本料金を減免することに対する同会計への負担金 ②一般家庭用の水道基本料金の5か月分減免する事業経費を水道事業会計へ繰出す ③一般家庭用水道基本料金の減免 ・減免期間 6月検針～10月検針(7月請求分～11月請求分) ・予算額 @13,767千円×5か月≒68,837千円 システム改修費用 250千円 一般財源対応分 ・上水道事業会計一般会計負担金1,450千円 ・水道事業会計基準外一般会計繰出金 3,716千円 ④町内全水道加入世帯(家事用以外及び官公署を除く)	R7.6	R7.12
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	未給水地区等世帯生活支援事業	①物価高騰が続く中で影響を受けている町民のうち、上水道未給水地区等で生活している方の飲料水等の購入費用を支援することにより、負担軽減を図る ②上水道未給水地区等で生活している世帯への給付金 ③給付金 ・予算額 12千円×300世帯=3,600千円 事務費 204千円 一般財源対応分 ・職員手当等 114千円(「任期の定めのない職員の給料」を除く) ・郵便料 56千円 ・振込手数料 34千円 ・未給水地区等世帯生活支援給付金 3,284千円 ④上水道未加入世帯	R7.6	R7.12
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道料金負担軽減事業(追加分)	①物価高騰の影響を受けている町民の生活を支援するため、水道事業が水道基本料金を減免することに対する同会計への負担金 ②一般家庭用の水道基本料金の1か月分減免する事業経費を水道事業会計へ繰出す ③一般家庭用水道基本料金の減免 ・減免期間 11月検針(12月請求分) ・予算額 @1か月分の水道基本料金減免額 12,500千円 一般財源対応分 ・上下水道事業会計一般会計負担金2,967千円 ④町内全水道加入世帯(家事用以外及び官公署を除く)	R7.11	R8.1
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	未給水地区等世帯生活支援事業(追加分)	①物価高騰が続く中で影響を受けている町民のうち、上水道未給水地区等で生活している方の飲料水等の購入費用を支援することにより、負担軽減を図る ②上水道未給水地区等で生活している世帯への給付金 ③給付金 ・予算額 2,400円×300世帯=720千円 事務費 211千円(「任期の定めのない職員の給料」を除く) 一般財源対応分 ・未給水地区等世帯生活支援給付金3千円(国庫支出金に該当させた分を引いた額) ・職員手当等34千円(「任期の定めのない職員の給料」を除く) ・郵便料140千円 ・振込手数料 37千円 ④上水道未加入世帯	R7.11	R8.1

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金負担軽減事業(拡充追加分)	①物価高騰により生活及び事業活動に影響を受けている町民及び事業者に対し、経済的負担軽減を図るため、水道事業が水道基本料金を減免することに対する同会計への負担金 ②一般家庭用及び一般家庭用以外の水道基本料金の3か月分減免する事業経費を水道事業会計へ繰出す ③一般家庭用及び一般家庭用以外の水道基本料金の減免 ・減免期間 12月検針(1月請求分)～2月検針(3月請求分) ・予算額 @3か月分の水道基本料金減免額 45,900千円 一般財源対応分 ・上下水道事業会計一般会計負担金 0千円 ④町内全水道加入世帯(官公署を除く。)	R8.1	R8.3
6	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	未給水地区等世帯生活支援事業(拡充追加分)	①物価高騰により生活及び事業活動に影響を受けている町民及び事業者に対し、経済的負担軽減を図るため、水道料金負担軽減事業に合わせて、未給水地区や上水道未利用者の世帯及び事業者を対象に水道基本料金相当分を給付する。 ②上水道未給水地区等で生活及び事業活動をしている世帯及び事業者への給付金 ③給付金 ・予算額 2,400円×3か月×300世帯=2,160千円 2,40 0円×3か月×60事業所=432千円 事務費 184千円(「任期の定めのない職員の給料」を除く) ・職員手当等 80千円(「任期の定めのない職員の給料」を除く) ・郵便料 59千円 ・振込手数料 45千円 一般財源対応分 ・未給水地区等世帯生活支援給付金0千円(国庫支出金に該当させた分を引いた額) ④未給水地区及び上水道未利用者の世帯及び事業者	R8.1	R8.3
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	原材料米価格高騰負担緩和対策支援事業	①酒・味噌・醤油等の原料となる原材料米の価格上昇分のうち、その2/3を補助することにより資金調達や価格転嫁にかかる負担を緩和する。 ②支援金 酒・味噌・醤油等の原材料米の価格上昇分の補助 ③予算額 酒造業 12,500千円 @10,000円(1俵あたりの価格上昇額平均)×7,500俵×1/6 味噌及び麴製造業 6,700千円 @10,000円(1俵あたりの価格上昇額平均)×1,000俵×2/3 事務費 1千円 ④酒造業、味噌及び麴製造業	R8.1	R8.3